ぐれたジャ

1

ナリ

ストや研究者を世に送り出す役割を果

## IJ 7 ツ クウィリア ム スとアメ リカ合衆国の人種差別

大 塚 秀

之

きたばかりでなく、 長らく 「ネイ ・ショ ン フレッド・クックをはじめ多数のす 誌の編集者として健筆を揮っ ź

1

の後半生は、まさしくジャーナリストとしてのそれであ の六月、 してきたケアリー・ たが、 それ以 多彩で波瀾に富んだ七五年の一生を閉じた。 マックウィリアムスは、一九八〇年 彼

のであった。

ع. 取り上げるとともに、その後、 差別の実態を広く国民の前に明らか に刊行していった。こうして彼は、 じた彼が、一九四三年に世に問うたのが、この小論で主(2) シコ人の各集団にかんし一層詳細な歴史研究を矢つぎ早 日本人、プエルトリコ人、フィリピン人、そして黒人な おいて、インディアンにはじまり、中国人、メキシコ人 たる考察対象とする『兄弟たち』であるが、 が ひきつづき、移動農業労働者の問題を全国的視野 アメリカ合衆国における少数人種諸集団を包括的に の国の将来を決定的に左右するほどの重大な意 日本人、 この国 にするとともに、 ュ [における人種 ダヤ人、メ 彼は本書に つで論 キ

じくして出版された彼の四冊目の著書

まさしく、

歴史家マ

ックウィリアムスの誕生を告げ

スタインベッ

2

の

カゝ

の

『怒りの葡萄』とほとんど時を同

『畑の中の工場』

n.

史家であった、といわねばならないだろう。一九三九年、

前の彼については、まずなによりも、

歴

彼

Ø

研

究に特徴的なことは、

それ

ぞれ

の人種

差別

の

背

後

E

的

中

葉に示したほどの集中度をもって人種差別問

題

の

層

したい。

差別をその全体にわたって、 あ だの関連において把握しようと努めたことであっ る し 社会関係に着目するとともに、 ゕ į 惜しむべ きは、 その後の彼 すなわち、 この が、 諸差別 E この |の多様 四 相 1〇年代 な人 互 た。 **の**` あい 種

反動全般 とみなし、 嵐 た民主主 の 与えなか 别 結とともに本格 1 エ ネ 誀 の中で大きな障 1 究明にあたれ んできた人種差別の問題から、 一義擁護の 題 ル ギーも、 のさらに立 から第二次大戦中にかけてこの国で大きく高揚し へと向 |義のための したが たのである。 ための多面 ゖ 彼がそれまでこの国 的に開始された冷戦と反共ヒステリ なかったことである。 られ ち入っ っ 害に遭遇したとき、 τ̈, 闘争というも た その打破 にわたる活動は、 カゝ た研究のための らで ぁ のが、 玉 っ の 一の内 ため た。 の民主主義 彼の主要な関 それは、 第二次 外に に精 時 ح 彼に、 間を十 の、 おお 力的 大戦 平 = it の 試 分に 人種差 -和と民 á 2 15 政治 金石 の終 1 取 心と Ī . の デ は b

種 差 の 莂 小 認識 論 は の 方法 右に指 が 摘 した 7 メ ŋ 7 カ合衆国の多様 ッ ク ゥ 1 ij 7 厶 か ス でつ重 に ょ 層 る

な

ラディカル」へと決定的に転換した時代である。(\*)

思わ はじめに、 見解を整理 見地を提示しているとの判断から、 な人 れる範囲で、 .種差別を研究するにあ 彼の人種 į その骨格 彼 の 差別論を理解する上で最小 「個人史」 を示そうとしたものである たって、 を紹介しておくことと 四〇年代中葉の彼の もっともたし 限必 要と かゝ な

「世界」が重要な意味をもってくる。 が、 政治に積極的な関心を示さなかった」一九二〇年代、(7) 彼の言によれば、「他の『ボヘミアン的』知識 Ω, 彼の社会的 してきた、と自伝のなかでその一生を回想しているが、(6) 動農業労働者のス 作活動に熱中していた「文学的関心の強い若い弁護士」 から第二次大戦 てきたさまざまな色彩の大衆的 H 7 冷戦期 ッ 大恐慌下 • クウィ L ・ メ 活動 (ジャーナリスト)がそれである。 ・リア . О ンケンの強い影響のもとに文学評論的 の カ の Ĺ 内容に着目するとき、 ŀ ij 終結 スは、 フ ライキに触発され 才 VΞ ルニア州で澎湃としてわき起 い 自分は五 たる時 抗議運動、 一つの 期 すなわち、大恐慌 な (歴史家)、 世 が とくに二つの とりわけ、 界 人同 「反抗 前者は、 を経 様 およ な著 あ 驗 移

0)

寄

の

の E

ICをはじめとする様 アムスが大恐慌の

々

ュ

1

マッ は

ク

クウィ

ŋ

中でまず関

心

1

IJ

種

査 の 別

解 •

0

ァ 받 ප් た て、

的社会改

(革運

動であっ  $\bar{P}$ 

に移 もとに、

> そして、 に っ

各

地に

おける綿密な調査

活

動

「ネイション」誌その他に発表され

た論考

を

集

きたも

のであっ

た

といっても過言では

な

つ三〇年代

とは

るか

に重要な局 たが、

> \_ 心

な 沸 の

ゎ

ち

が な 局 (10) 関

は、

き

た ŀ を

これ

ŋ

フ

ル

= の

ァ Ď

お

ける移動農業労働

者

ō

問題

へと急速

ス

のように当時を回想しているのである。 社会問題、 「一九三二年以後に私の書くものは、 たいする関心は、「恐慌の深化につれ 恐慌こそ、「反抗的なラディカル」マ 早くもつき崩してしまったと論じているが、 父の死、 ブー の産みの親とみるべきであろう。 となっ ム 一九年に o) たが、 ほとんどの者は、 といった経験が 突然 政治や労働問題となっていった。」彼も、こ 私 の崩壊による彼の生家 コ П は彼らに一〇年先んじていた」 ラド 「秩序」 帯を襲った第 大恐慌の時代に政治的 彼のそれまでの文学に にたいする彼の の ほ ッ て 破 とんどすべ 一次大戦中の家畜 ク 急 産 ウィ 速 それ Þ の に薄 ij は と述べ、 に一人前 ア 9 信 に続 れし、 て、 厶 頼 ス 大 を <

> 宅・ 大成 あった。 移民局 した ・知られている。 同 の が、 長 書の刊行やそれに先立つカ の 彼 就任 の 不 朽 が 0 名著 を 畑 羅時 の 中 の人たらしめたこ IJ フ Ó 才 工 場 ル ア州住 な の

で

自伝

の中

「私と同世代

のアメ

ij

カ

ラ

デ

1

カ

とはよく

農業労働 を発するとみることが 心を集中させたことを、 たとえば たとみることが す \$ の っでに 研 崩 間 7 民族構成や人種差別の 厶 人種差別論 究の中で、 íc 題を論じるにあたって、 者 同じく、 ス ル 努めたが、 指 がこの イス の 摘 間 したように、 題 できる。 移動 国 アダ に は、 彼が身につけた視 注 の それは、 一百す 農業労働者問 非 = カ できる。 また、 顕著な特 IJ 3 ッ クと比 ることの フ 1 問題に関 7 移 オ П ッ つま ッノペ 彼 ルニア州 その背後にある社 動 ク 徴として指 較するとき、 を、 農 ゥ 中 題 系の諸集団に 心を寄せた同時代 角であり方法で 業労働 1 この カュ の ij 3 調 7 7 産み 査 国 ッ 厶 者 1の多 ク 摘 ス 問 빞 研 ウ できる 7 は 究に ප් そ 様 会関 題 1 ッ 人 ぁ IJ の な 種 7 の が2 関 ゥ 人 調 係 差

そこで、

みて 以下 おくことに に お しっ ては、 した 彼の人種 差別 論 の かゝ か る原 点 を簡 単

E

また、 に 解明されてはこなかったことによると論じ、 の ŀ 生した激しい暴動 中心の平原 れ に何故とって代られ Ø それは、 度までカ 12 あ 濃 述べ 5 注目を集めながらじきに忘れられてしまっ ランド暴動(ほ) 7 わた る。」この歴 体 団 何 基礎に ,帝国 カ 農業 ている。 によるむき出 が ŋ 一人種 が横た ŋ ゥ 少数の ij フ 1 ź が から成り立っている 地 ある である オ IJ ゎ 帯 工 Ŀ 史はこれ ァ 一多く 業化され ル 強大な土地所有者によって搾取されてき 7 ルニアの そ ム 周 = ている 「長く複雑な物 の しの ァ ス 類的 たか 。 の 他 ż 州 は 平原 の少 までほとんど無視されてきたが、 テ ぁ の か 社会史を理解することが必要で を知るためには、 た農業に、 に爆発するテロと暴力の背後に 代表例 \_ 農場に 農業地帯で過去にしば 口 を認識するためには、 畑 /数集団 地帯 活 温の中 かを 動 語 は が 等 おける大スト の工場』 が 農場が農場的な工場 理解するため 何故大規模な封 々 \_\_ がこれ 九一三 が、 ほとんど七〇年 さらに、 そのつど世 の たの 年 以下のよう まで十 序 ・ライ ல் 説 ある程 に は ゥ し 1 キ、 びば発 農業 7建色 分に 1 に は ح 阍 お ì

の

もとにおくのは、

まさに、

カ

IJ

フ

オ

ル

=

ア州

の

農業労

た物(語) 語) 古く、 度」 の封 『黄禍』 されるや、 る農業労働者の搾取 の 動、 する研究の中から引き出されたひとつの の ェ へと一団となって移動する」労働者が一 とは不可能」 形態変化につい の人種暴動、 えられていっ されるか反抗的になるかするたびに、 は は チー ル に立脚するものであった。 建的形態に起源をもつ、 ኑ 「これらの やや時代を下る日本人にたいするヒ 「スペイン統治下の時代に創出された所 かつ、その一 プ・レイバ ij 扇動を、 , , なのであって、 彼らは、 メキ たのである。 というも 一八七〇年代および九〇年代の 社会問 ての綿密な研究と切 カリフォ シコ、 1 源6 中国、 部」にほかならず、 は 題を解明 の 彼ら土地所有者の権力とい 深南部、 か から募られ、 であっ かる ルニア州 カン 日本、 時代錯誤的 かる移動 カ Ļ 「土地所有制度 た。 リフ そしてョ フィ 15 そ つま の離れ お ある 才 れ 他 農業労働 ŋ 「作物 ける農 層大量に必 ルニア 9, の集団 な土 を して理 結 Ľ ス 集団 ì Œ 論 ン テ 反中 П 彼に し 有 は 地 諸 か 州 業 を同 ij 12 者 が ッ 解するこ 所 لح 3 経 おき代 使 に ッ E パ 見通 国 あ 支 うも 要と 作 様 有 各 お |人運 営 ク 初 かゝ プ

果 地

な

の

期

h

物

け

国 及ぼした影響に が [人労働 切 ア的農業経 本 割 書 一愛し、 ic 者 お 0 営 以下では、 結 て見事な浮き彫りにした、 様 かんする彼 合 体式 その Ø Ŀ に B 築き上げられ カゝ か O) る外国 の 紹 介や検討 人搾 た特 取 大土 が は 殊 社 地 カ ここでは バリフ 所 会全体に 有と外 オ

ル

い

的

彼によれば、

あ

見解に

腿

を転じよう。

題であった。 多数が男子で

さらにまた、

集団として使役され、

集団

غ

あることから必然化するさまざまな社会問

的 あ

化の可

はこ

の

面

か

らもますます実現不可

能とな

カ

ij

Ź 能性

オ

ル

ニアを舞台に長年にわたって進行し、

そし

としての結合力を一

層強めざるをえず、

したがって、

司

して排斥され

る

結果、

各人種

集団は相互に孤立し、

集団

働

者に

かゝ

んする

歴史」

に

ほ

かならな

カュ

っ

た

の

で

あ

る。

彼

こと 用 ある範 ż 追放するという簡単な方法によって、 きる限り利用し、 かゝ 種 るつぼ』 る の ó 程 「のるつぼ』という観念は決して有力なものとはならな が 結果生じる厄介な社会問題を解決してきた、 が た。」この地においては、 度進行した」が、「カリフォ できる。」しか |囲内では、「外国人の諸集団をつぎつぎと 「いつもの遣り口」であり、 論は少くともある程度までは妥当し、 「東部の産業中心 そして弊履のごとくに投げ捨てるとい 問題が 諸 マの 一切解決され ルニアに 地 12 このかぎりに 人種集団 外国 お いては におい 1人労働 た ては、 を利 同化 乙人 ゎ ع ۱۷ 州 者 お け か . 了 Ö いて、 用 もあ 種 Ċ ぅ 利 B で の

期

ひっ

り、 響を及ぼ 敵意 活動を恒常化する体制であ 外国人の 心であ して 9 無権 。 き(9 た」 また、 利状態であり、 からであ 彼らに 向け Ď, る。 外国人労働者 られた 外国人にたい その影響と テロ ij は 。 あ ズ する激し 自警団 圧 ム 73 倒

労働 て確 に導入してきた外国 次に劇 から 丰 た i 立し の の難民たちの流入が、 的 担 オ たち、 してきた な変化を遂げる。 い ク / ラホ 手 を つまり、 ₹, かゝ ۲ かゝ |人労働 7 る れ まで農園 ì 事 カ 態 切 それ ンソ 者 は、 の この 家 かゝ 財道具 主 Ļ 以 L 5 時 前 厠 かゝ 「アー いから徐 L が 期 テ に 意 + を携さえ、 識 サ この キ 的 Ź 九三七 々に進行 į など か 州 つ Þ 黄 年を 馩 の 農業 極 塵 的 て オ 地 画

帯

は

朋

膫

か ō

つ恐らくは永久的に、

この州の社会構造に影

が

各

集団

Ł

あい

だで積み重

ねられてきた経験とい

, うもの

は

な

何故なら、

「問題

の重大な痕跡は消

滅しない

Ļ

て永

住

目的

の

ためにやってきた白人アメリカ人農民

1

ح

れ

までと同

様

の

やり方で利用

しようとしただけであっ

12 た た移動農業労働者の問題は、 きた彼ら白人農民の悲惨な状況 あ っ が 彼らの流入によって増幅され 彼 取 すなわち、 の らが認識を誤 サ Ź Ż ル この が 終りにち ったのは、 K ロのバッ 「深刻な社会問題の存 が か 世 クボ っづい この難民の到来ととも 匠の注目 Ì 在

国民にいや応なく認識せしめた」からであった。(2) かつ劇的な形で示され た」ということで ンとみなされて をあびるにつ を

> 労働 そのための第一歩であり、 層者の組 織 化であっ た。

か つ、

決定的な条件は、

働者 種 解明」し、 が、 働者にか ために、 礎にある社会関係が、 以 上が、 と「階級」のからみ合い、 あ ゎ 問題に焦点をしぼることによって、 れわれはここに、 彼がすすめてきた「カリ んする歴史」の探求の結果得られ 解決に向って「正しい見通し」 カ ŋ フ オ ルニアに カリフォ 人種差 おける諸々の ルニアを舞台に、 あ 別 ・フォ る の いは、 問 ルニア州の農業労 .] 12 た結論 のもとに 一社 人種差別 見事に析出 お け 会問題を 農業労 る で ある お の 基

れ てきたのをみることができるのである。

まざまな解決策はなお問題の核心――

クウィ

ij

アムスは、

こうして、

提案されてい ・カリフォ

3

とを忘れている」、(24) 帝 このことは、 現、という明確 たち』は、 が戦後の世 国主義は国内に 第二次大戦 この 界に 「アメリカの のさなか 国の人種差別 な目 お お いては払拭され との一文に端的に示されている。 いても除去されねばならぬというこ 的 の一九 をもって執筆され 国民は、 四 の打破と真の民主主義 |三年に ねば 帝国主義とい 刊 ならぬというとき、 たも 行 され の で た うも あ 『兄弟 っ の た つ

ばならず、「現在の略奪的で不合理な、

非民主

的

であ

そ <

までも反社会的な農業所有の体制が廃棄されるとき、

、ときはじめて最終的な解決がもたらされる」のであり、

れ

た制度を、

集団的農業にとって代えるもの」でなけ

n ප්

現在の独占的に所有かつ支配

わち、「真の解決策は、

示する解決策は以下に示すがごときものであっ

た

す の

ゟ 提

彼

ここ

上は可能となる」状況が生れてきていると考え、

「現在の事態の意義」を見い出すのであるが、

に 論 フ

オ

ルニアに

おける農業労働者問題を解決することが

理 ij

の特質

に

ふれてい

ないとはい

Ż,

いまや、「カ

ル

=

一ア農 、 る さ 再

建のためにも不可欠なものと映っ

たのであっ

た。

围」"national minorities"

が

を主たる

関

心事

となって

からば とを許されないものであり、 平等をめぐるこの国の虚偽 なすと考えたマ の と民主主義にとって本質的な「人種平等観」との B い 形 1 めと Þ で生き残る デ オ 挺 .世紀にもわたる世界の発展の帰趨をも決定する(※) かりでなく、 n ギ Ì ナ の ・チズム ッ 面 かということばかりでなく、 クウ で 真に民主主義に立脚した戦後世 。 の に 1 闘 おお ŋ いっ は や不正義はもはや放置するこ アムスにとって、 いて本質的 それは、 この 戦争の たんに戦争遂行上 な「人種優越 重 今後何十年、 民主主義や 一要な一 ぁ 昇 部 いかだ 観 ゟ を

第二次大戦を、「この戦争は、

どの国民がどん

な

ッ

に

てア らなる一民族」 の文化をひきついだものが、 に、「異なる人種や民族出身のもの、 ごとく、「いずれか一つの人種・信条・文化的 って成り立っているのではな」く、 '前に示す責務を負っており、これこそ、「何に 何 共存・ ・メリ 放なら、 カ 共働することができるということ」、 国民に与えられた課題」 この国は、 <u>ئ</u> nation of ウェ 近代民主主義のもとに ンデル nations" であっ つねに、「 異 ゥ なる背 1 であった たからである。 ル キー 景 背 諸 を世 もま 景 ゃ 民 の 多 お が 族 K しっ 界 L < 故 ょ ŝ しっ カュ

> 非ョ "racial minorities" 膨大な規模に達したことも 戦争から第一 それは、 「アメリ さに 黒人問題に関心を持っ ばならぬと主張するのであるが、 アメ Ī 彼にあっては、 クウィ □ カ もっぱら移民集団にかんするものであった。」 ッ ij の国民が カ ŋ 系の諸集団にたいする差別の問題であった。 次大戦のあいだにョ の有色の少数集団 アムスは、 過去に少数集団 この の問題は後景に退き、「少 たものもなく 国 か かる見 の人種問題とは、 あって、「少数 の問題を検討」しなけ Ī 右の引用文が示すよう 地から、 の ロッ はなかっ 問題を考えたとき、 からの たが、 なによりも 数民 種 まこそ 集 移 族 4 集 n

戦前は、 ももちろん存在し、 わらず機能していた」(27) 十分だしいちじるしく緩慢であったとしても、 化的適応その他の問題を生ぜしめたとは 労働市場を攪乱し、 たのであった。 った。「人種のるつぼは機能していた、 これら の問題が しかし、 住宅問題を深刻化させ、 からである。 3 重大な社会問題となることは Ī u 移民にたいす からの移民の流入は いえ、 おそらくは さらに、 に 第一次 ⁄る偏見 Ŕ 文

かゝ

B

ときには強い外国人排斥運動

する した B る真の意味での少数集団の問題をなしているわけで ることは の スによれば、 のが 彼らの存在がひき起す諸問題はたんに一時的性 であり、 :常なのであった。」 なかった」 第二世代、 「外国生れの移民集団は、この のである。 ことに第三世代ともなると消滅 スト制度が打ち立てら つまり、 マッ クウィ 国 に 格 は お ij け の な ァ

しかし、「強固なカー

れ

ま 明

これにたいし、「外国生れの『白人の』

移

民

カゝ

5

ے

别 異 れまでの合衆国は、 みられる一つの特徴は、 ∄ 張するところを援用しつつ、「有色の」、 の しようとする視角であり姿勢であっ 国に 西 15 Ì なる状況 固 ゥ ㅁ 住む 有 パ系の集団にたいする差別を、 ij の問題として論じていくわけであるが、 がただちにあきらかとなる。」 アムスは、 『有色の』集団に眼を転じるとき、 パ の 延<sub>(30)</sub> 多くの点において、 セリグマンやストンクィスト であり、 人種差別を世界的視野から把握 7 た。 × ij 「新世 したがって、 この国の人種差 彼によれば、 カ かくして、 玉 民 界に まったく は そこに の主 お ح 非 7 西 け

かゝ

るものとして考察され

ねばならない。」

る

∄

ì

ㅁ

とア

メリ

カを世界そのものと考えるように

な

第一次大戦以前においては、「ヨ

ł

┙

ッ

パ

文

体制、 初は 史の進行は、 が、「今やそれは世界的な問題となり、 ることである。 る。」したがって、 的政治機構さえ生れることが、十分予想されうるので で受け入れようと否と、 とをあきらかにした。「アメリカ国民がこの見方を喜 ったく妥当であるかのごとくみえた」 の拡張を基礎とする単一の世界秩序を考えることも、 地域的な問題、 新たな世界経済、 か 「人種問題」 かる認識があまりに時代錯誤的 必要な事は世界的視野で物事を考 つぎには全国的 この戦争によって、 そしておそらくは、 \$ われ な問題と映ってきた ゎ したがって、 れ が、 にとって、 新しい世界 その後の歴 新たな世界 であるこ 最 か

てい 部という一 玉 や、 争勃発により徴兵や軍 しかし、「黒人問題は、 民族として処遇することで解決をはかることができる。 「家的問題となった。 黒人問題を例にとろう。 る たちまちにして、 が、 地域の問題とみなされてきたこの問 イ ンド は イ 一需産業。 イギリスはインド問題に悩 戦争遂行上の死活にすらか ギ アメリカ社会の全体としてのあ ij 過去においては、 ス か への戦時動員 ら遠く隔たっている上、 が開始 もっ 題 ぱ ਣੋ まされ カコ 3 わる れ 戦 南 る

他

方、

人問

題のみを強調することも

誤りで

あ

る。

状

ィ

差別

一八八二年の中国人排斥法の制定にひきつづき、

他

の

「はるかに り方に関係し、 は、「民主主義の未完の課題ということでしば 数集団や有色人一般にたいする態度にも影響を与えてき 'n る一連の課題の核心的存在」なのである。 のであるか さらに、 重大な問題」 また、 B この問題は、 イギリ それに影響を与える関 なのである。 、スにおけるインド 国 内 のその他の有色 つま 9 連 問題より 黒 し を有して ば 人 問 指 ぁ Ó 題 少 摘

題、 化した、という単純かつ明白な事実な や無視してはならないことは、 題もずっと容易に理解することが可能となる。要するに、 これらの諸問題を相互に関係づけたとき、 クウィリ 「アメリカ人が認識しなければならぬのは、 われわれは、 結果、 フィ これを、 アムスは、 リピン人問題などと関係づけられないできた。」 これまで、黒人問題を強調 たとえば、 右のように主張するとともに、 中国人問題、 アメリ カの の で しすぎて、 ある。」 人種構成 それぞれ メキシコ人問 彼らが Ø の問 晃 が マ 変 は そ ッ

> であり、 立案する、 いうのであった。 7 ッ また、 ク ウィ という課題に応えた諸事実を提示」 ij 人種差別 これ 7 ム ス が、 研究の意義づけ の 『兄弟たち』 人種差別認識の基本 の刊行 なのであ 時 中的枠組 しようと に -お た。 1+

る、

4

排斥運動に即してみていくことにしたい。 解の紹介やその検討は他 やその歴史的 のあ ディ いっ だの アンをはじめとする諸集団 【経過に 相 互関 係 カゝ 15 の んするマ カュ 機会にゆずり、 んする彼の分析を、 ッ ク ゥ が お 1 以下では、 IJ かゝ ァ れ 7 ム ス いゝ 菌 る の 見

止は、 「アジア人をヨー ことになる状況」、 たがってここに、「遅かれ早かれあからさま するという効果」をもつものであった。(w) によって禁止されていくが、 アジア諸国からの移民も、 この国のそれまでの伝統からの逸脱である b わゆる人種の考慮に直接もとづいて すなわち、「大西洋は門戸開放、 ッパ人やアメリカ人とは 「厳しい法的禁止という形 これは、 移住の自由 そこで 。 同 明 に おり」、 確 対立する は に 時 太平 区 别

決 团

を

は あ

カゝ い

るの だ K

に役立ちうる緊急かつ実際的な戦時計

画 の

を

解 集

互関係を強調し、合衆国の人種問題

の

0)

弟たち』

おいては、 相

「いずれの場合も、

取り上げ

る

洋

は

3

1

u

ッ

パ

の

壁

という事

態

が

生

み出され

る。

か

かゝ

処遇は、 る推 不可 民 なく、 問題は、 ら ボ けられる一方、 ほとんども ō ル の ij 能 写 流 移 ^ス島、 「移民政策にまで具体化されるようになっ すなわち、 ・真花嫁」などと結びつけられる。 مَ という独 れ しだいに、 を切り離 中 アメリ っ 自由 ぱ 7 移民 カ 善的 らョ の女神像、 「黄禍、 ジアからの移民はまっ す 人の思考において分離されるだけでは 「黄色や褐色の人種は 傾 問 な教条」に具体化され、 Ī ㅁ 向 題 が の 中国人は出て行 ッ 生じ、 パ 研 人種 究者 カゝ 3 のるつぼ 移民問題というも Ö の あ 移 しゝ 民 だ たく異 か 絶 論 け ٤ カュ にも二つ ニっ 対 :る相 ع 的 へなる っ た。 結 ま 15 日 の 反 のは、 移 同 す 本 シ S. ŋ の 移 っ 庑 化 る カゝ ン

て 文 き (化 た<sup>38</sup>的・ 平洋 対論 階級の するも それ るし、 が一八七六年であったという事実である。(3) もう一つ重要な点は、 憲法修正一 定されてきたが、 フ 岸一 は 0 才 と違憲判決を下されてきた。 ルニ アジ 論拠も、 のに反対する地方的な運動から、 「アジ (傍点—大塚)。 生物学的な主張 帯に広が 一ア州 ア人に反対する全国的な運動 四 条 ア人のうちのある特定の 経済的なも に 9 お あ る た中国人排斥運動 そのほとんどは、「条約 いては、 右のような経 い は 中国人排斥運動を考察する の 市民権法 から、 いくつもの反中国人立 という明 しかるに、 過の 制 のいずれ 確 の 限と排斥の 人種や 経 单 あらゆる人種 な経過をたど そ の決定的 過をみる 上 そして、 かゝ れ以 ے の に違反 級 の 規 た 前 年ま 上 め 12 法 反 属 カ ø す が

「黒人問題の歴史においても分岐点をなす」、という二つ(4) 統領就任をめぐる周 の重要な史実の一致である。 を発見するのであるが、それは、一八七六年という年が 7 ッ ク ゥ 1 ij ァ ム スは、 知 の事実や、 ここに、 つづけて彼は、 この 大変注目すべ 時期 の最高 ヘイ 裁 ズの大 き 事 0)

41

な

の

5

ある。

カ

ij

フ

オ

ル

=

アにはじまり、

太

カ 示 ij 歴

ノフォ 可 能<sup>37</sup>

ル

ニアの 同時に、

歴史を叙述することなしにたどること

る。 は

したがって、

彼によれば、「この国における中

٨ 4 るとともに、

両 K

『者を峻別するというこの全運動

が、

ぅ

いく。

カリ

, フ

ル

=

ア州

に

起源を持っている」と

指

カゝ

B

の移民 クウィ

た アム

v

国

の

応

の

相違 移民

をこう論じ

でに、

反中国人運動は、

\_

州

から全国的

E

広

が

っ

て

ij

スは、 するこの

アジア

からの 対

٤

∄

î

口

ッ

制 ij

の

一史を、

八五〇年

から一九〇〇年にい

たる 国 摘 じ

と中

国

人問題の

あ

ŀ٦

の 部

柏 で

Ħ. あった。 を失なっ

関

係

は

七

六

年 間

の 7

後に提案さ

れた、

中

国 だ

人に

かんする重要法案にたい

する

働

者に

たいする直

0

関

心

て

いっ

たことも、

か

人たちにたいする支配権

を再

!び手中 た南

にするや、

中 1

国

人労

力

使役を

真剣に考

慮

して

v

部 奴 いっ しっ が

の

ブ

ランタ

黒

彼によれ

ば の 人問

奴隷解

放後、

隷に代って中 ることを見

菌 が

人苦

どころか

不 ょ 知

可分

関

連 題

が 0

存

在

し の L

Ē あ な

出 の の

して

れ

ま

た周

判决 慕

などを説明

5

ح

മ

期

中

層

強

題

お

7,5 の

展開

だに

は

偶 畤

然 いっ

> 致 国

カゝ

る不可分の

関連

る 一 接

L

か

一黒

人

題 以

強引に 深南部 岸選出 繰り返 を すなわち、 連邦議会の投票パ 八労働 結 あ の 7 面 U. は 通 し繰り 選出 で 者 議員と結託 過 めようとした」からである。 に関心を持た カュ 「かかる法案は、 ちじる つ ද් の議員の票によって制定され 返し、 τ せたので の しく共 奴隷 ター 南部選出 制 な ぁ 中 ン (通する 2 国人の追放を目的 領 の しっ 南部 た(1) (域に支配的 なかに端的 例外なく、 の上下 カ は、 何故 ì 喜 ス 両 か? そ で 院議員は、 ŀ んで太平洋岸と手 に示され 太平洋 n 制 あ たものであ 度に、 は つ とした法案を たもの は 岸お 黒人にた てい Þ 中 太平 と多 ቷ 中 国 b る。」 洋 び 玉

活

し

生

た に 制

か

い

なっ とを中 題 化 V を南部 することにつ する た 支配 が 国 め って、 問 手に委ね 柂 題 なが 荍 に 1 カュ ŋ 戻 た連 んし ズ 0 の した た 邦政府 からで て 大 統領 カ 南 ij 部 フ 就 あ が、 î 才 任 そ 共和党) ル の 代償とし = の アに 支配 たい は 権 て 同じこ 黒

人問

全国 たる批判 は、 ても うい 定が 線 て、 排 と地位を脅かしたとの んする彼 の ッ が、 的 除 た ク い こので 中 な政 し ても分析を進め そ を ゥ ゎ 層 ば は 国 中 ば の 推 1 しばみ 後 治動 あり、 本 人 の 国 進 ŋ 格的 右に紹 見解 同じ取 の低賃金で 人問 した の 7 ح 向 Д であっ をも 主要 その に うけら 題 の ス 展開 と黒 国 介してきた は 莂 て 左右しえた条件、 な勢力とその 意味では、 の の 隷属的 たも 説 移 れ 人問題 いっ カ 不可分の が、 ij T る る 苠 なお、 い の が、 政策に及ぼ フ 7 で 当時はもちろん る な労働 との 1 「この二つの サ ッ あ およそ右に紹介して ル る 中 部4 ク ク あ 利 = ゥ が、 国 ァ ス が ١ 害 中 なの ŀ 1 白 だ し K その (排斥 た効 [人労働 -国人排 ij の ン 同 お 7 相 ż の 州 い 背信 今日 研 詳 . の 巢 て中 ぁ ム 互. の 究4 ス 論 して行 関 斥法 細 者 動 VE 行 の 12 に の 連 など 向 国 た。

基 ゎ

ね 本

るとして、

この

点

r

か

んする

7

ッ

ク

ゥ

1

IJ

7

ム

ス

の

て脅 解 国人労働者が禁止されるやただちに、「日 それを補完するものであった。」その端的(些) て、 ばかりか、 IJ フ を 他 成畝的 簡 ルニ 単 の集団の労働にとって代るというよりも、 -に紹介しておきた 存在であっ 反対に、「彼らの労働は、 アにおけるある特定の集団や産業部門 たとする俗説は、 ر ر ه 彼によ あらゆる面に なん れ ば な証拠 本人や の根 中 拠 国 は、 フ むしろ \$ に 人 ٤ 1 な が 中

太平洋岸の すなわち、 П てこなか **づかずにきたのは、** わが国の皮膚の色による全面的な差別制度の 集団』 あ の西漸運動の過程で、この国には、「人種 画 丰 シコ だにその の っ であり、 「南部の黒人、 たし アジ 地 人問題についてみれば、 域 的 ア人」 ということにもっぱら帰因 おかれた状況にいちじるしい類似が見ら ゎ な隔離 この制度の れ で ゎ ある。 'n :現象というものが生じてきた。」この国には、「人種的に『有色 南西部 が従来かかる制度の発展に気 7 「種 のメキシコ人、そして、 ジ この ア人とメキシコ人と Þ の局面 間 してい 題 を関 た B また、 h 関連づ る。 なる 人 ゖ

> るの ショ人の上にも展開したからなのであっ は、 アジ ア人にたい する排 原斥と 同 の パ タ

っ カ

メ

丰

れ

5

ても、 また、 問題を具体的に解決していく立場に立っ を紹介することにしたい。それは、 題への適用にたいするマックウィ 者にとっても、黒人問題はある程度まで既知の事 研究されてきた」と論じているが、 解明されねばならぬとしても、 題で黒人問題ほど多くの注目を集めてきたものは ・カ共産党が提唱していた、 スの の第八章冒頭に のと思われる。 ッ 「疑いもなく、黒人についても一層多くのこと クウ そして今日ですらなお同 見地がよく示されているからである。 1 IJ ァ ۵ そこで以下に おいても、 ス は 黒 民族自決権テーゼ 人 「合衆国 相 問 様 対的 お IJ で 題 あり、 事 ここにも、 7 いく を 、ムス ては、 態は には黒人は過 に 論 たマ お じ この の批 ゎ け た が国 か ッ る社 元兄 の黒 つて 判 小 ク 人種差別 掚 論 に な」く、 ゥ の 会 弟 こアメ に属 の読 人問 お 一点 1 問 た γ

すも

IJ

始された」ことに示されていると。(4)

団も禁止されると、

つづいて、「メキショ人の導

入

が の

集 開

IJ

ち

7

F,

ン人などの他の集団の流入が促進され」、これら

さて、 論 が 彼によ 国民のあいだでまじめに検討されてきたが、 れ ば 過去、 黒 人問 題に かん し 「奇妙な そ

理

ア

4

ì

ン

が、

を考えるならば

|黒人が合衆国の全域に拡散しているという今日の状況」

「まったく実現不可能」であるという点

み、 ジ ェ 黒人地帯の 種 と主張したが、 るべきであると説き、「自決権の完全な行使によっての これまでの民族的対立と偏見の克服が可能となる」 1 稐 ムズ・アレ そして、 諸郡を基礎に、 これは、 ンは、 民族自決論などであった。 マッ 黒人が人口の上で多数を占める 独立の黒人共和国が形成され クウィ IJ アムスによれば、 九三六年、

民

の

7

れ

3

は

生物学的

消滅

論

植民

(追放)

鰞

隔離

三人

 $\mathbf{x}$ 

しゝ お

題」 性をもつ」主張である。(48) かゝ の 政府は無力との あ 主張にも通じかねない。 のところ植 を別にしても、「連邦政府が黒人を保護する上で 無力で Ď á, の したが であり、 ということが前提となってはじめてある種の妥当 立. 民論 って「人種問題」 人種」 はそもそも本 前 黒 Þ **沁人問** 、分離論 提のもとにはじめて考慮されうる性格 は本質的に生物学 題を解決することは不可 他方では、 したがって、 と同様、 能的なものとみる見 を変えることはできず、 黒人問題 黒人問題は「人種問 この主張は、 上の 題に 事 かんし連邦 実 能とする 解 で あ 結局 存 る

> るといわざるをえない の いっ 国民的 て、 カン カン な努力によっては解決不能とみなすか る 「えせ科学的 注張」 と同じ立場に立 ぎりに って

戦争中 ること、 たいし積極的 そこには、 き一連の積極的な措置を具体的 と主張する。彼は、 の純粋に『人種的な』 などの具体的問題がもっと強調されていくならば、 に、「黒人のおかれている衛生状態や住宅、 な研究の進展につれ 程度人種的に劣等であるとの結論を下した」 に注目して、 過去に あい から戦後に ク ノウィ などへの彼な だにみられ 連邦政 お 多くの国民は一 ij な措置をとってきた事実 いても連邦政府は、 アム かけて 府 かか の政策は、 スは、 か る犯罪、 りの 様相は重要性を喪失しはじめる」 か とる見地 の解放民管理 る謬論が論破され 認識 こう批 足とびに、 貧困、 から、 が 変更可能であること、 に提起するのであるが 存 インディアンや黒 判するとと 在 不衛 局 L 連邦政府 Ť 0) 移民集団 生 設<sub>(</sub> 置50 っていっ い たとえば南 そして教 たの が、 非行 8 のとるべ に、 で 科 たよう は の 問題 )蔓延 人に 学 あ が あ 移 兆 ま あ 的

さて、 人種差別の相互関連や問 題 の基 本的 K 同 の 性

在しているが、

民族自決論も植民論も、

黒人問題をこ

も

た。

紹 人種差別の歴史における決定的 の 国 ことはすでに紹介したが、 点は 介してひとまず小論を結ぶことにしたい。 の反ユダ 斶 、ヤ主義 「の確信をもって語られているので、 0 台頭にか その後彼が進めていったこの んする研究に な分岐点と把 おい 握 ても、 この点を せ し ŭ ح た

格という彼

の

認識は、

八七六年という年

を

この

国

の

れ

状<sub>(</sub> 況<sup>51</sup> 遇し によってこの とりの社会科学者が恥じてしかるべきほどの惨たんたる する社会理 B この分野にかんする従来の諸研究は、 主義の歴史に眼を転じた て n たことに、 十分な妥当 発現してきては 以前にも、反ユダヤ人感情は、しばしば行動をともなっ 第二次大戦後、 たの に が、 あることを発見したマ 論 反ユダヤ主義というこの重大な問題に の |性を持つもの またも 問題の徹底した解明を試みる 不十分さというも レ たが、 خم スチ 一八七七 7 彼によ でも ッ ナ問題からこの クウィ 年という年 ッ な れば、 のは、 クウ カゝ ij っ 満足のいくも アムス 1 た。 この ij = 国 が、 さ 7 むし 2 1の反ユ に 国 あ ム 1 とっ そこで遭 っ ス の ∄ ろ、 た。 は 1 ダヤ 人ひ かん ので て 驚 ク そ 例 の

> 業革命 る差別 場合、 然たる 現れたわけであっ 的階層秩序」 た 件は、 発現の の が上 他 進展によってもたらされた「新たな社会的 の人種差別 流社会に ひと(52) の中で、 合衆国における反ユダヤ主義の最 たが、 お の ۲, にほ ける社会的差別という形をと 場合と異 それは、 イツ系ユダヤ人が か ならぬ なり、 南北戦争後の急速 \$ Э. の であっ ダヤ人に 急速 た。 に 初 た ح な産 の 台 頭 7 す Ø 公

してき(53)

事

実によっ

て説明することができる。

つ

まり、

特権 特権、 右の 蔽する 諸 うとするとき、 ひとつの典型的 が、 Þ 例は、 的階層 の 突然、 すなわち、 人種差別 「遮蔽物 これまでの、 の B 新たな意義を獲得 「あらゆる種類の集団間の どは、 事例にほか の 0 様 が、 体 系 々 な集団 その特権 マ そ あるい ッ ク ならなかっ の ゥ の B 階級: する 的 は 1 の 地 IJ で 的利 位を他 新たに登場してき ァ と い あ た。 ム り 益 ス 相 一を保護 したがって、 う社会現象の、 の者から守 ł٥ 違とい ع カン か ては、 る カン ・うも つ 隠 体

の

の Ø 基本 )時期 であ 的 っ が に同 た。 7 諸 メ の性格」 IJ Þ の カ 人種 社 会の をもつとは、 差別 根 が 本 的 転 相互に関 換期 かゝ か で る 連 意 味 た しあい、 12 いからな お ł٠

サ 有

ラ

ガ

スプ

ン

グ セ

ス

ホ 7

テ ン

ル

に

お

いっ

て宿

泊を拒 ح

絶

力な銀行

族、 ij

IJ

グ の

家の

員

が

の年

-の夏、

系

が、

一八七六年前後に

形

成

され出そろっ

たの

は、

ح

在」なのであった。この国における「民主主義の未完の課題……の核心的存てなのであり、したがって、また、かかるものとして、

- (-) McWilliams, Carey, Factories in the Field: The Story of Migratory Farm Labor in California, 1939.
- (a) do., Ill Fares the Land, 1942
- $(\circ)$  do., Brothers Under the Skin, 1943.
- (4) 順を追って示すと、Prejudice: Japanese Americans, Symbol of Racial Intorelance, 1944. A Mask for Privilege: Anti-Semitism in America, 1948. North form Mexico: the Spanish Speaking People of the United States, 1949. なお、注(1)から(4)までにあげた各番はすべて再刊されているほか、注(4)の冒頭にあげたものは、鈴木二郎・小野瀬喜慈両氏によって翻訳出版されている。『アメリカの人種的偏見』(新泉社、一九七〇年)。これらの著作りカの人種的偏見』(新泉社、一九七〇年)。これらの著作りカの意義については、簡単ではあるが以下を参照。拙著『アメリカ合衆国史と人種差別』(大月書店、一九八二年)一メリカ合衆国史と人種差別』(大月書店、一九八二年)一八〇―一八二ページ。

- れ機会をまって行いたいと考えている。認識の発展をあとづける上で欠かせない作業であり、いず較検討する作業は、マックウィリアムスにおける人種差別一年版に追加された長文の序文、それとこの改訂版とを比
- (6) McWilliams, Carey, The Education of Carey Mc-Williams, 1979, p. 319.
- (7) *ibid.*, p. 49.
- (8) ibid., p. 323. これは、彼が自らを評した言葉である(8) ibid., p. 323. これは、彼が自らを評した言葉であるいは、じつに的を射た評価である。なお、この国のラディカッズムにたいする彼の評価、とくに、東部におけるそれとりが、じつに的を射た評価である。なお、この国のラディカ
- ibid., p. 67.

9

- (2) *ibid.*, p. 74.
- (11) この時期のマックウィリアムスの活動については、以 所の研究を参照。Stein, Walter J., California and the からない Migration, 1973. とくに、同書の第四および 第九章。

(5) ただし、念のためつけ加えておけば、

人種差別問題に

であきらかである。本稿で取り上げた同書の初版、一九五四年に出版された『兄弟たち』の改訂版一書をとっただけその点は、その後の事態の展開を十分にとり入れて一九六たいする彼の関心そのものは決して衰えたわけではなく、

sage, From Many Lands などの書名が示すように、故冊を越える著書を著し、My Native Land, Two-Way Pas-人種問題への関心でははるかに彼の先輩であったルイス・(2) マックウィリアムスの親しい交遊仲間の一人であり、(2)

であった。

国 によりもョ Nations と比較するとき、 を が欠けていたわけでは決してない。 い ι· カ た 合 ることの意味などを、 2衆国 1 ے **\_** - のアダミックに、 が スラヴィアとのきずな、 年後に出版されたアダミックの !世界各地からの民族や人種集団 ١ ッパ系の諸集団におかれていたことは明 それらの著書の中で縦横に論じて 黒人やアジア系の移民への 移民たるアダミッ 移民史、そして、 しかし、『兄弟た から成り立って A Nation of クの関心は アメリ 関 膫 な

あって、 を依拠している『中国人移民』 最 Immigrants", Pacific Daniels, Roger, "American Historians and East Asian 払 アジア系の諸集団の全体にわたって、 ることができる。しかし、マックウィリアムスのように、 1ッ・ 《初の本格的研究であり、マッ また、 は 4 (November, 1974) あるまい。 する態度や研究にかんしては、 たものは、 クト たとえば、 反中国人運動を厳しく批判した者ももちろんあげ リッジのように、 なお、 当時なお 例外的 であっ 合衆国に アメリカの歴史家のアジア系移民に Historical Review, お の 典型的なWASPの一員で クウィリアムスもその多く ける中国人問 著者であるメアリ っ 包括的で深い関心を ぎ たといっても過 の 研 Vol. 問題にか 究を参照。 XLIII んする 1 • ¤ 言

۵

13 cf., McWilliams, Factories in the Field, ch. X

ibid., pp. 6-7

- 16 15 ibid., ŗ
- ibid., pp. 7-8.
- 17 ibid., Ġ
- 18 ibid., Ģ
- 19 ibid., Þ 134

20

カ

- rept. 1973 はいうまでもない。 や原 薬を残しているが、 ことは犯罪そのものにほかならなかった」、 ブロサンはそこで「カリフォルニアでフィリピン人である 農業労働者としての生活をくまなく体験したフィリピン人 まれ、二人の兄にならって一九三○年渡米、その 会を見つめる彼の基本的視座を語ったものとして大変興味 スの序文を新たに ルロス・ブロサンの自伝の中につぶさに描かれている。 これらの諸点は、 住 Bulosan, のインディアンにとっ Carlos, America is in the Heart, 1943 これ 同書は、 加えて再刊されたが、この序文も、 九一三年にルソン島 が、 一九七三年、マックウィリア ても共通の真実であったこと 中国人や日本人、メキシコ人 との の 一小 痛 後 切な 村に 社
- McWilliams, op. cit., p. 305

21

22 忘れるべきではない。すなわち、「事態を調査したほとん アムスが厳しく指摘する以下のような状況もあったことを 五○年間にわたって存在し続けてきたことを認識していな どの者は、 ibid., pp. まったく同じ事態がカリフォルニアにおいては 323-4.ただし、そこには、 ~ ッ ク ゥ IJ

カ人の窮状をまって、はじめて目覚めたのである。 た。」ibid., pp. 319-320. アメリカの良心は、 白人ァ

- 24 23 ibid., pp. 324-325
- 25 McWilliams, Brothers Under the Skin, p. ibid., p.
- 27 ibid., p.

26

quoted in ibid., p.

- 28 点は にかんする章を設けることにしたと述べ、 る」のに役立つと考え、 いてはこれを除外したが、改訂版においては、 ャ人少数集団の問題を、いくつかの少数人種集団の |連づけるのは困難である」との理由で、 クウィリアムスは、『兄弟たち』の改訂版の中で、 ibid., pp. 9-10. その例外はユダヤ人問題である。 「少数集団の地位の重要な局面に興味ある光 ユダヤ人少数集団と反ユダヤ主義 同書の初版 さらに、 両者の相 を 問 に 題 違 お
- 29 McWilliams, op. cit., p. 10.

revised edition, 1964, pp. 280-283.

じている。Cf., 相違は、

McWilliams,

Brothers

Under the Skin,

程度の相違であり、

質におけるそれではないと論

- 30 ibid.p. 14.
- 31 ibid, p. 17.
- 32 ibid., ibid., Ġ 48 24
- 33 34 Ģ ָּט 49

- 35 ibid., Ŗ 80
- 36 ibid., ibid., Ġ 80
- 37 Ģ
- 39 38 国人反対運動の歴史における決定的な分岐点であった。」 「一八七六年という年は、 ibid., p. 81 カリフォルニアに

ける中

40 ibid., p.

ibid., p. 82.

42 41 ibid., p. 83. ibid., p. 84

43

議員の「私は混合学校に反対するカリフォルニア州を支持 被害を受けてきている」とか、ミシシッピー ネットの「われわれはひとつの人種問題からすでに十分に 委員会『事件』は、カリフォルニア州の日本人問題 中では、「連邦議会の議論におけるサンフランシ 同化しうる白人種の国民を希望する提言に賛成するカリ します。(拍手)われわれは、アメリカにおいて等質的で っきりと示した」と論じ、アラバマ州選出の下院議員バー として引用し、「彼らのこうした行動のほんとうの ルニア州を支持します。(拍手)」などの発言をその証 プ・サウスの黒人問題と密接に結びついていることをは マックウィリアムスは、『アメリカの人種 州選出のある 的 スコ学 偏見 校

明らかに南部における人種的状況であった」と断じている。

McWilliams, Prejudice, p. 29. (訳書四七―四八ページ)。

49

ibid., p. 290.

ä	_
the	Sax
Ant	ton,
id the Anti-Chinese Movement in California, 1972.	Saxton, Alexander, The Indispensable Enemy: Labor
$M_o$	r, T
ven	he
ient	Indi:
111	pe
Califo	nsable
ornia.	Enemy
19	
72.	Labor

- <del>45</del> 44 an
- 48 47 46 ibid., p. 290. ibid., p. 120.
  - McWilliams, Brothers Under the Skin, p. 110. ibid., p. 111.
    - ―262. を参照。

    - (5) McWilhams, A Mask for Privilege, xiii.
    - ibid., p. 3.

52

- 53 ıbid., p. 19.
- ibid., p. 13.

(50) この点にかんする彼の評価については、ibid., pp. 255